解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目五番一六号

兵庫印刷工業厚生年金基金

代表清算人　斉藤　雅彦

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

鳥取県米子市安倍二〇〇番地一

鳥取県食品産業厚生年金基金

代表清算人　河越　誠剛

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

広島県広島市中区八丁堀一一番二八号

広島県建設業厚生年金基金

代表清算人　伏見　暁

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月十五日秋田県知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

秋田県大仙市大曲花園町一番一号

大曲町通地区市街地再開発組合

代表清算人　佐々木繁治

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

徳島県徳島市北田宮二丁目一四番五〇号

徳島県トラック厚生年金基金

代表清算人　門田　征士

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

東京都千代田区三崎町二丁目一〇番一一号

東京写真製版厚生年金基金

代表清算人　松浦　豊

解散公告（第三回）

当基金は平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

神奈川県横浜市中区花咲町一―五

日本電気協力会社厚生年金基金

代表清算人　小林　隆信

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月十八日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

愛知県知多郡東浦町大字森岡字取手七二番地一

東浦取手土地区画整理組合

清算人代表　小嶌　敏裕

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十一月十六日八尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

大阪府八尾市山本町南三丁目一番

山本団地北2号棟マンション建替組合

代表清算人　星川　信明

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月十四日東広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日

広島県広島市中区十日市町一丁目一番九号

河内町入野地区土地区画整理組合

代表清算人　柴田　修身

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市加賀野二丁目五二番地、最後の住所岩手県盛岡市加賀野二丁目三番一四号

被相続人　亡　菊池　俊克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

岩手県盛岡市平賀新田字平賀五〇番地四

銀河ワールド一〇―一〇一号

相続財産管理人　小野寺泰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県本吉郡本吉町登米沢二番地、最後の住所不明（相続財産の所在地宮城県気仙沼市本吉町）

被相続人　亡　熊谷　もと

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

事務所　宮城県気仙沼市新町四番三号　司法書士吉田博文事務所

相続財産管理人　吉田　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市日枝甲一八番地、最後の住所山形県鶴岡市美原町一二番九号

被相続人　亡　五十嵐　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

山形県鶴岡市宝町二番一五号

相続財産管理人　弁護士　脇山　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市若草町一一六番地二二〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井出　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

栃木県那須塩原市豊浦北町七四番地一五一

黒磯総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　園部　秀雄

第21期決算公告

平成28年3月30日　埼玉県久喜市河原井町17番地

株式会社３Ｒ

代表取締役社長　宮永　泰延

貸借対照表の要旨　（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	302,803	流動負債	186,002
固定資産	1,777,016	固定負債	238,357
		株主資本	1,654,546
		資本金	84,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	1,593,726
		その他利益剰余金	1,593,726
		（うち当期純利益）	(91,664)
		自己株式	△63,180
		評価・換算差額等	912
		その他有価証券評価差額金	912
資産合計	2,079,819	負債・純資産合計	2,079,819